明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通七四四）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
地方職員共済組合役員の異動、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　三三
会社その他
会社決算公告　三四

告示

○国土交通省告示第七百四十四号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

別表を次のとおり改める。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
外国船舶油等防除対策費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
			病院用のもの	三九年
低公害車普及促進対策費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜舎用のもの	三八年
低公害車普及促進等対策費補助金			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三八年
高効率船舶等技術研究開発費補助金			その他のもの	三八年
東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金			その他のもの	三八年
鉄道防災事業費補助				
鉄道施設総合安全対策事業費補助				
広域物資拠点施設整備費補助金				
整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金				
整備新幹線整備事業費補助				
災害復旧事業費補助金				
幹線鉄道等活性化事業費補助				
都市鉄道利便増進事業費補助				
地下高速鉄道整備事業費補助				
鉄道駅総合改善事業費補助				
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（低炭素型中古車両を購入した場合を除く。）				
海上交通低炭素化促進事業費補助金（低炭素型中古船舶代替事業を除く。）				
海事産業関連技術研究開発費補助金				
		れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜舎用のもの	三四年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三四年
			その他のもの	三四年
			その他のもの	三四年
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜舎用のもの	三四年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三一年
			その他のもの	三一年
			その他のもの	三一年